

令和7年9月8日

和歌山労働局長 中 山 始 殿

和歌山地方最低賃金審議会 会長 廣 谷 行 敏

和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の必要性について(答申)

当審議会は、令和7年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に 基づき貴職から諮問のあった和歌山県百貨店,総合スーパーに係る最低賃金の 改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、和歌山県百貨店,総合 スーパー最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必 要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。